

○食物アレルギーの対応

日野市の学校給食では、食物アレルギーの対応を行っています。対象の食品を除いた除去食を提供し、提供できかねる料理の場合は、代替持参食対応を行います。

食物アレルギーは症状によって生命の危機につながる恐れがあり、学校給食では医師の診断のもと適切に対応していく必要があります。本校では、誤食等による事故を防止するためのチェック体制をとり、以下の手順で食物アレルギー対応を行っています。

○対応手順

1. 児童・保護者からの申し出（主治医の診断が必要です。）

〈新規の場合〉

入学、転入時または随時。

担任または学校へ申し出ていただき、提出していただく書類をお渡しします。

〈すでに除去食対応している場合〉

年に一度、学年が上がる際に書類を提出していただきます。1月頃に学校より通知があります。

提出していただく書類

- ・『日野市学校給食 食物アレルギー等除去対応 実施申請書』・・・保護者記入
- ・『学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）』・・・主治医記入
- ・『保護者確認事項』・・・保護者記入
- ・『給食で使用する食材の中でアレルゲンになりそうなもの』・・・保護者記入
- ・アレルギー検査結果のコピー（提出可能な場合）

2. 保護者（児童）、管理職、担任、養護教諭、栄養士による面談

食物アレルギーの内容、給食での対応、毎月やりとりする書類の確認方法、日頃の留意点、処方薬の保管場所、万が一の場合の対応方法などを確認します。

3. アレルギー対応の開始

- ・使用する全ての食材の成分表などを確認し、献立作成を行います。
- ・献立が決まり次第、保護者と栄養士で確認を行い、翌月のアレルギー対応を決定していきます。
- ・「アレルギー対応家庭配布献立表」を栄養士が作成し、保護者・管理職・担任が確認をします。
- ・確認作業を行った「アレルギー対応家庭配布献立表」をもとにアレルギー対応を行います。

○学校内の対応

1. 教職員への周知

- ・アレルギー対応を行っている児童の情報を、全教職員で共有します。
- ・教職員を対象に、学期に1回アレルギー研修を行い、アレルギー対応の流れ・緊急時の対応等を確認します。

2. 児童への周知

- ・アレルギー対応を行っている児童がいる学級は、給食開始までに学級全体へアレルギー対応の情報や配膳のルール等を周知します。
- ・アレルギー対応家庭配布献立表を教室に掲示し、アレルギー対応をしている児童・担任だけでなく、学級全体で日々のアレルギー対応を確認できるようにします。
- ・周知をする際には、アレルギー対応を行うことに対し必要な指導を行います。好き嫌いやいじめを助長しないために、命を守るための行動であるということへの理解を図ります。

3. アレルギー対応の種類

- ・除去食、または代替持参食の2種類の対応を行います。
- ・除去食は、対象食材を除いて調理を行います。除去食専用食器に盛り付け、児童の氏名・料理名・除去対象食材が記入されたラベルをつけてラップをし、ワゴンに置きます。
- ・代替持参食は、対象食材を除いた調理が不可能な際に、代替の料理を家庭から持参します。代替持参食がある日は、児童の氏名・料理名が記載された代替持参食カードをワゴンに置きます。

4. 給食時間のルール

- ・毎日、アレルギー対応をしている児童・担任・給食当番が、アレルギー対応家庭配布献立表を確認してから配膳の準備を行います。
- ・給食用のワゴンは必ず担任が取りに行き、調理員から手渡しで受け取ります。その際に、毎日アレルギー対応の確認をします。アレルギー対応がある日は、ワゴンに置かれている除去食、もしくは代替持参食カードの内容を確認します。
- ・アレルギー対応をしている児童は、当日の対応がある・ないに関わらず、毎日1番最初に配膳をし、誤配食を防止します。代替持参食がある日は、配膳後に代替持参食を机上に準備します。除去食のラップ・代替持参食の容器の蓋は、いただきますをするまで開けません。
- ・アレルギー対応児童は、誤配食の防止、及び対象食材に触れる機会を最小限に抑えるために、アレルギー対応（除去食・代替持参食）を行う日に限り、おかわりは禁止です。
- ・アレルギー対応児童が給食当番をする際は、対象食材が入っている料理以外の担当をします。

5. その他

- ・生活科や家庭科の授業で食材を扱う活動がある場合や宿泊を伴う移動教室など、給食以外のアレルギー対応は、その都度学級担任と連絡を取り、内容や対応方法を確認します。